

新旧対照表

※下線部が改正箇所

施行日：令和2年4月1日

旧	新
<p>(耐火建築物等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令<u>第112条第17項、第18項第2号、第19項及び第20項</u>に規定する構造物で区画しなければならない。</p>	<p>(耐火建築物等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令<u>第112条第18項本文、第19項第2号、第20項及び第21項</u>に規定する構造物で区画しなければならない。</p>
<p>(構造等)</p> <p>第23条の4 長屋の用途に供する建築物の構造及び内装は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 2階における長屋の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超える場合又は3階以上の階をその用途に供する場合においては、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 階数が3で延べ面積が200平方メートル未満であり、かつ、次のいずれかにも該当するもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令<u>第112条第10項</u>に規定する^{たて}堅穴部分(当該堅穴部分及びこれに接する他の堅穴部分(いずれも同条第1項第1号に該当する建築物の部分又は同項第2号に該当する階段室の部分等であるものに限る。)が<u>同条第13項各号</u>に掲げる基準に適合する場合においてはこれらの堅穴部分を一の堅穴部分とみなす。)(<u>同条第14項</u>に規定する堅穴部分を除く。)と当該堅穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は<u>同条第18項第2号</u>に規定する構造の戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で区画されていること。</p>	<p>(構造等)</p> <p>第23条の4 長屋の用途に供する建築物の構造及び内装は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 2階における長屋の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超える場合又は3階以上の階をその用途に供する場合においては、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 階数が3で延べ面積が200平方メートル未満であり、かつ、次のいずれかにも該当するもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令<u>第112条第11項</u>に規定する^{たて}堅穴部分(当該堅穴部分及びこれに接する他の堅穴部分(いずれも同条第1項第1号に該当する建築物の部分又は同項第2号に該当する階段室の部分等であるものに限る。)が<u>同条第14項各号</u>に掲げる基準に適合する場合においてはこれらの堅穴部分を一の堅穴部分とみなす。)(<u>同条第15項</u>に規定する堅穴部分を除く。)と当該堅穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は<u>同条第19項第2号</u>に規定する構造の戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で区画されていること。</p>

<p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p>
<p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 同一建築物内にある2以上の興行場、公会堂又は集会場が、それぞれ耐火構造とした床若しくは壁又は令第112条第18項第2号の規定に適合する特定防火設備で区画され、かつ、それらの主要な出入口がそれぞれ近接しない位置において異なる道路に面する場合においては、それぞれの興行場、公会堂又は集会場について前2項並びに次条及び第40条の規定を適用する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 同一建築物内にある2以上の興行場、公会堂又は集会場が、それぞれ耐火構造とした床若しくは壁又は令第112条第19項第2号の規定に適合する特定防火設備で区画され、かつ、それらの主要な出入口がそれぞれ近接しない位置において異なる道路に面する場合においては、それぞれの興行場、公会堂又は集会場について前2項並びに次条及び第40条の規定を適用する。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(建築物の主要構造部に関する制限の特例)</p> <p>第53条の6 (略)</p> <p>2 令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第16条第2項(令第112条第19項に規定する構造物を除く。)、第23条の4第2項(令第112条第19項に規定する構造物を除く。)、第29条第3項、第36条第3項、第41条第2項、第45条第1項、第49条第2項(令第112条第19項に規定する構造物を除く。)及び第53条の4の規定(以下この項において「防火区画等に関する規定」という。)の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>	<p>(建築物の主要構造部に関する制限の特例)</p> <p>第53条の6 (略)</p> <p>2 令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第16条第2項(令第112条第20項に規定する構造物を除く。)、第23条の4第2項(令第112条第20項に規定する構造物を除く。)、第29条第3項、第36条第3項、第41条第2項、第45条第1項、第49条第2項(令第112条第20項に規定する構造物を除く。)及び第53条の4の規定(以下この項において「防火区画等に関する規定」という。)の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>
<p>(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の特例)</p> <p>第53条の8 令第129条の2第1項に規定する建築物については、第16条第2項(病院、診療所及び児童福祉施設等を除き、令第112条第17項に規定する構造物に限る。)、第19条(診療所</p>	<p>(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の特例)</p> <p>第53条の8 令第129条の2第1項に規定する建築物については、第16条第2項(病院、診療所及び児童福祉施設等を除き、令第112条第18項本文に規定する構造物に限る。)、第19条(診</p>

及び児童福祉施設等を除く。)、第27条第2項(廊下の幅に限る。)、第33条第2項、第35条第1項から第4項まで、第36条第1項から第4項まで(同項第2号及び第3号を除く。)、第38条第1項、第2項及び第4項、第39条、第40条第1項(出口の幅の合計に限る。)及び第2項、第43条の2並びに第49条第2項(令第112条第17項に規定する構造物に限る。)の規定は、適用しない。

療所及び児童福祉施設等を除く。)、第27条第2項(廊下の幅に限る。)、第33条第2項、第35条第1項から第4項まで、第36条第1項から第4項まで(同項第2号及び第3号を除く。)、第38条第1項、第2項及び第4項、第39条、第40条第1項(出口の幅の合計に限る。)及び第2項、第43条の2並びに第49条第2項(令第112条第18項本文に規定する構造物に限る。)の規定は、適用しない。